

転換社債型新株予約権付社債発行に関する取締役会決議公告

株主各位

平成22年11月18日

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目18番11号
株式会社 ラクーン
代表取締役社長 小方 功

平成22年11月17日開催の当社取締役会において、株式会社ラクーン第1回無担保
転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、会社法第240条第2項及
び第3項の規定に基づき、下記の通り公告いたします。

記

1. 発行総額 金 99,000,000 円 (社債額面総額 金 99,000,000 円)
2. 発行価額 額面 100 円につき金 100 円 (各社債額面金額 金 3,000,000 円)
3. 利率 年 7.5 パーセント
4. 払込期日及び割当日 平成 22 年 12 月 6 日
5. 新株予約権に関する事項
 - (1) 新株予約権付社債に付された新株予約権の数
各本新株予約権付社債に付された本新株予約権の数は 1 個とし、合計 33 個の本新株予約権を発行する。
 - (2) 各新株予約権の払込金額
本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
 - (3) 本新株予約権の目的である株式の種類及びその数の算定方法
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本新株予約権付社債についての社債の金額の合計額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額(本項第(6)号に定義する。)で除して得られる数とする。この場合に 1 株未満の端数を生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する。なお、かかる現金精算において生じた 1 円未満の端数はこれを切り捨てる。
 - (4) 本新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)は、平成 22 年 12 月 6 日から平成 27 年 12 月 5 日までの間、いつでも、本新株予約権を行使し、当社に対して本項第(3)号に定める当社普通株式の交付を請求すること(以下「行使請求」という。)ができる。ただし、本新株予約権付社債の買入消却がなされる場合、本新株予約権付社債が消却される時まで、本新株予約権付社債の繰上償還がなされる場合、所定の償還請求書が当社管理部(以下「元利金支払場所」という。)に提出された時まで、また 本新株予約権付社債の期限の利益の喪失の場合、期限

の利益の喪失時までとする。

(5) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部については、行使することはできない。

(6) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本新株予約権付社債についての社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その払込金額と同額とする。

各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下「転換価額」という。)は、当初金 150,000 円とする。ただし、転換価額は本項第(7)号乃至第(11)号に定めるところにより調整されることがある。

(7) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(8)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当りの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(8) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価(本項第(10)号に定義する。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(ただし、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び当社が存続会社となる合併若しくは当社が完全親会社となる株式交換により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)又は時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他時価を下回る対価で当社普通株式の交付を受けうる証券(時価を下回る条件の取得条項又は取得請求権が付された証券又は権利を含む。以下同じ。)を発行又は付与する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他当社普通株式の交付を請求できる権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全部が当初の条件で行使又は適用されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）の翌日以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、当該基準日の翌日以降これを適用する。

本号乃至の場合において、基準日が設定され、且つ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} \right] \times \begin{array}{c} \text{調整前転換価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (9) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前の転換価額に代えて調整前の転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (10) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(8)号の場合には、転換価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (11) 本項第(8)号による転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社と

する株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

本号のほか、当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (12) 本項第(7)号乃至第(11)号により転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後の転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、本項第(8)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

- (13) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

- (14) 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

- (15) 当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

- (16) 当社が組織再編成行為を行う場合の承継会社等による新株予約権付社債の承継

当社が組織再編成行為を行う場合、当社は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の本新株予約権者に対して、当該本新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本号乃至の内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付する。この場合、当該組織再編成行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本新株予約権付社債についての社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本発行要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

承継新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。

承継新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

承継新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編成行為の条件を勘案の上、本要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は本項第(7)号乃至(11)号と同様の調整に服する。

- () 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編成行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに、当該組織再編成行為の効力発生日の直前に本新株予約権を

行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編成行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編成行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

- () その他の組織再編成行為の場合には、当該組織再編成行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに、当該組織再編成行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。

承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
各承継新株予約権の行使に際しては、当該承継新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該各社債の価額は、各本新株予約権付社債の払込金額と同額とする。

承継新株予約権を行使することができる期間

組織再編成行為の効力発生日又は承継新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、本項第(4)号に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする

承継新株予約権の行使の条件

本項第(5)号に準じて決定する。

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

組織再編成行為が生じた場合

本項第(16)号に準じて決定する。

その他

承継新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。また、当該組織再編成行為の効力発生日時点における本新株予約権者は、本新株予約権付社債についての社債を承継新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、本新株予約権付社債についての社債と同様の承継会社等が発行する社債に付された承継新株予約権を、当該組織再編成行為の効力発生日直前の本新株予約権者に対し、本新株予約権及び本新株予約権付社債についての社債の代わりに交付できるものとする。

6. 償還の方法及び期限

- (1) 本新株予約権付社債の元金は、平成27年12月5日にその総額を償還する(社債の金額100円に

つき金 100 円)。ただし、繰上償還に関しては、第(3)号及び第(4)号に定めるところによる。

(2) 償還すべき日(第(3)号又は第(4)号の規定により本新株予約権付社債を繰上償還する日を含み、以下「償還期日」という。)が銀行休業日にあたる時は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。

(3) 組織再編成行為による繰上償還

組織再編成行為(本号 に定義する。)が当社の株主総会(株主総会の承認が不要な場合は取締役会)で承認された場合(かかる承認の日を以下「組織再編成行為承認日」という。)本新株予約権付社債の社債権者(以下「本社債権者」という。)は、償還日(当該組織再編成行為の効力発生日の前営業日又はそれ以前の日とする。)の2週間前までに所定の償還請求書を当社管理部に提出した上で、その保有する本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を、各社債の金額 100 円につき、金 100 円に本号 に従って計算される一定の比率を乗じた償還金額で繰上償還することを請求することができる。

本号 の比率は、()当該組織再編成行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合、当社普通株式 1 株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編成行為承認日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第 5 位まで算出し、小数第 5 位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とし、()上記()以外の場合、会社法に基づき当社の取締役会その他の機関において当該組織再編成行為に関して支払われ若しくは交付される対価を含む条件が決議又は決定された日の直後の取引日に始まる 5 連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を、当該 5 連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第 5 位まで算出し、小数第 5 位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。当該 5 連続取引日内において第 5 項第(8)号又は第(11)号に記載の転換価額の調整事由が生じた場合には、当該 5 連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、第 5 項第(7)号乃至第(11)号に記載の転換価額の調整条項に準じて合理的に調整されるものとする。

「組織再編成行為」とは、当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割又は新設分割(承継会社等が本新株予約権付社債に基づく当社の義務を引き受け、且つ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。)株式交換又は株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。)をいう。

「承継会社等」とは、当社による組織再編成行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社又は他の法令上のこれらに相当する会社をいう。

(4) 支配権変動等事由による繰上償還

本社債権者は、支配権変動等事由(本号 に定義する。)が生じた場合、当該事由が生じた日後いつでも、償還日に先立つ 30 日以上 60 日以下の期間内に所定の償還請求書を当社管理部に提出した上で、その保有する本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を、本項第(3)号記載の繰上償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還することを請求することができる。ただし、償還金額を算出するための比率は、当該償還請求書の提出日の前日に終了する

5 連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を、当該提出日の前日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第 5 位まで算出し、小数第 5 位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。当該 5 連続取引日以内において第 5 項第(8)号又は第(11)号に記載の転換価額の調整事由が生じた場合には、当該 5 連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、第 5 項第(7)号乃至第(11)号に記載の転換価額の調整条項に準じて合理的に調整されるものとする。

「支配権変動等事由」とは、特定株主グループ(当社の株券等(金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいう。)の保有者(同法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含む。)及びその共同保有者(同法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。)の株券等保有割合(同法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいう。)が 50 パーセントを上回った場合をいう。

- (5) 当社は、払込期日から 2 年を経過した日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日の到来をもって本社債権者の意思に拘わらず、各社債の金額 100 円につき金 100 円に加え、100 円に年 5.0% を乗じた額に払込期日(同日を含む。)から取得日(同日を含む。)までの日数を乗じ、365 で除して算出した額(1 円未満を切り上げる。)の金銭の交付と引き換えに、残存する本社債の全部又は一部を取得することができる。なお、一部を取得するときは、抽選又は按分比例の方法によりこれを行う。
- (6) 当社は、払込期日の翌日以降いつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。買入れた本新株予約権付社債を消却する場合、当該本新株予約権付社債についての社債又は当該本新株予約権付社債に付された本新株予約権の一方のみを消却することはできない。

7. 社債の利息支払の方法及び期限

- (1) 本新株予約権付社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成 23 年 3 月 31 日を第 1 回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日に各々その日までの前半か年分を支払う。ただし、繰上償還する場合(償還期日が利息支払期日の場合を除く。)には、償還期日の直前の利息支払期日(償還期日が第 1 回の利息支払期日より前の日である場合には、払込期日)の翌日から償還期日までの期間に係る本新株予約権付社債の利息は、償還期日に支払う。1 年分に満たない利息計算期間につき利息を計算するときは、1 年を 365 日とする日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。
- (2) 利息支払期日が銀行休業日にあたる場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (3) 償還期日後は利息をつけない。
- (4) 本新株予約権の行使請求の効力が発生した本新株予約権付社債については、当該行使請求の効力発生日の直前の利息支払期日(かかる効力発生日が第 1 回の利息支払期日より前の日である場合には、払込期日)の翌日から当該効力発生日までの期間に係る本新株予約権付社債の利息は、当該効力発生日から 10 営業日以内に支払う。

以上